

告 示

埼玉県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム川島インター店

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字五反田百九十一番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万千三百二十平方メートル

（変更後） 一万二千四百六十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一一〇〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一一八三台

ハ 変更年月日

平成三十年十一月二十一日

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十日

二 縦覧期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月三十日から平成三十年七月三十日まで

ロ 意見書提出先

